

与那原町プレミアム付商品券参加店舗（取扱店）公募要領

1.趣旨

与那原町では、消費税及び地方消費税引き上げに伴う低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起及び下支えすることを目的にプレミアム付商品券を発行します。プレミアム付商品券を発行するにあたり、この商品券を利用できる参加店舗を公募します。

2.商品券の概要

- (1) 名称：与那原町プレミアム付商品券
- (2) 発行者：与那原町
- (3) 額面：1冊につき5,000円（販売価格：4,000円）
- (4) 利用期間：令和元年10月1日～令和2年2月29日
- (5) 対象者：2019年1月1日時点の町民のうち、2019年度の住民税が非課税である者
2019年6月1日時点の町民のうち、2016年4月2日～2019年9月30日に生まれた子が属する世帯の世帯主
- (6) 購入可能冊数：1人につき最大5冊
- (7) 登録料：なし

3.応募資格

- (1) 与那原町内に店舗や事業所等を有する事業者
・町内に複数の店舗がある場合、店舗ごとに申請書の提出が必要です。
・大型店内のテナントは個別に申請書の提出が必要です。
- (2) 参加店舗要領を遵守する事業者

4.登録申請方法

下記の方法より申請してください。

○参加店舗登録申請書に必要事項を記入の上、事務局へFAX又は郵送してください。

申請先：与那原町プレミアム付商品券事務局 沖縄広告株式会社

【所在地】〒900-0005 沖縄県那覇市天久2丁目7番7号 【FAX】098-860-4455

応募期間：令和元年7月29日～12月27日

※参加店舗一覧表への掲載は8月28日までの申請された事業者となっております。

期限日以降に登録された事業者は特設サイトへの掲載は可能です。

申請書の設置場所：与那原町プレミアム付商品券特設サイト（要ダウンロード）

与那原町役場 観光商工課

5.対象外事業者

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体とかかわる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

6.参加店舗の遵守事項

- (1) 参加店舗であることが分かりやすい場所へ、広報物（ポスターまたはステッカー）を必ず掲示してください。
- (2) 商品券の不正使用（偽造等）が疑われる場合は、受け取りを拒否するとともに、最寄りの警察署へ連絡の上、与那原町役場観光商工課へ連絡してください。
- (3) 自ら商品券を購入し、自店舗で使われたかのように偽り、換金をしないでください。
- (4) 使用済みの商品券を換金せずに、他の参加店舗で使用しないでください。
- (5) 商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定しないでください。
- (6) その他、本業務の趣旨に反する行為は行わないでください。

7.参加店舗登録の取り消し及び罰則

「参加店舗の遵守事項」に反する行為を行った場合は、参加店舗の登録を取り消し、公表するものとします。また、違反により損害金が発生した際は、必要に応じて返還請求を行う場合があります。

8.参加店舗の注意事項

協賛セール等

参加店舗において、商品券の利用促進のためのセール・イベント等を行うことは差し支えありません。

今後の誘客に繋がるような取り組みをお願いします。

9.商品券受付方法

- (1) 商品券ご利用可能商品及び、利用可能期間であることを確認してください。
- (2) 与那原町により発行された商品券であることを確認してください。
- (3) 商品券に偽造防止加工がされているか確認してください。
- (4) 商品券の裏面の参加店舗押印枠へ、店印を押印する。または、店名を記入してください。
- (5) 換金申請するまで厳重に保管してください。※紛失については参加店舗の責任とします。

10.商品券取り扱い上のお願い

お取り扱い後は店印を押すか、店名をご記入ください。

また、以下のような場合は機械処理ができなくなり、精算及び換金の対象とならない場合があります。

発行番号の照合ができない場合等

- (1) 穴が開いた商品券
- (2) 切断された商品券
- (3) 偽装された商品券

なお、上記に該当する商品券の換金が不可能だった場合、参加店舗の責任となります。

11.登録結果

審査後、申請していただいたすべての事業者へ結果をご連絡申し上げます。

審査を通過された事業者へ指定店No.を発行後、登録申請書の写し（指定店登録証）をFAX致します。

※換金申請時に指定店登録証が必要となります。

※FAXが不可能な場合は、メールにてお送りいたしますので、事務局までご連絡お願い致します。

12.商品券換金方法

申請する際には、参加店舗であることを確認するために、登録申請書の写し（指定店登録証）を提示してください。

商品券換金申請書に必要事項をご記入の上、使用済み商品券と併せて与那原町役場観光商工課へ提出してください。

後日、申請換金額を参加店舗の指定口座へ振込みます。※申請換金は随時行います。入金には2週間程度かかります。

商品券換金期間：令和元年10月15日～令和2年3月10日

13.事業者情報の取り扱い

- (1) 商品券参加店舗登録に係る情報については、事務局及び与那原町役場観光商工課が管理し、使用します。
- (2) 事務局及び与那原町役場観光商工課は提供された情報を本業務に係る事務処理以外の用途に使用しません。

14.商品券を利用できない商品・サービス

- ギフト券、ビール券、図書券、及びプリペイドカードその他金券の購入
- たばこ、切手、官製はがき及び印紙の購入
- 出資及び既存債務の弁済
- 要領の目的に反する取引
 - ・不動産
 - ・国や地方公共団体への支払い

15.特設サイト

令和元年9月頃（予定）から与那原町プレミアム付商品券特設サイトを開設し商品券の内容を広報します。

参加店舗情報に関しては、9月6日頃（予定）から順次更新する予定です。

16.広報物・書類等の配布について

8月28日までに申請された事業者には、申請時に希望された広報物（ステッカー）、商品券見本を郵送にて配送いたします。のぼりは希望された事業者のみに直接配布に参ります。

8月28日以降に申請された事業者は9月13日以降に与那原町役場観光商工課へ受け取りに来てください。

17.問い合わせ先

○参加店舗登録に関するお問い合わせ 平日9：00～17：00

与那原町プレミアム付商品券事務局（沖縄広告株式会社）

所在地：〒900-0005 那覇市天久2丁目7番7号 TEL：098-860-0055 FAX：098-860-4455

○商品券の取り扱い等に関するお問い合わせ 平日9：00～17：00

与那原町役場観光商工課 TEL：098-945-5323